

# 山口県柳井市の伝統的建造物保存地区における 再生・更新と持続可能性に関する研究

日大生産工 (院) ○福屋 亮平 日大生産工 古田 莉香子  
日大生産工 広田 直行

## 1. はじめに

### 1-1. 背景と目的

日本には現在、43 道府県 104 市町村 126 地区もの伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）があり、規模や種別に違いがあるが、どれも我が国にとって歴史的価値の高いものとなっている。それぞれの地域に保存しなければいけない建築物や工作物があり、各自治体がガイドラインに沿って景観を保全しなければならない。特に観光地化されていない地域は、過疎地域と同じように後継者不足や世帯数・人口の減少、空き家対策、転出者の増加が進行しているのが現状である。そのため、こうした地域では遺された景観を守りながら、その町の環境を魅力的に活用していく、持続可能な町づくりが重要になってくる。

街並みとは更新されていくものであり、既存のガイドラインでは修理や修景に重きを置く、過去のみに関わられたガイドラインとなっている。本来、伝統的建造物や居住様式は住民やその集合のコミュニティと共存しながら現代の変容に即して利用され、かつ次世代へと継承されるべきものである。

本研究では、今後の歴史的町並みを活かした再生・更新に向け、伝建地区における、都市の変遷や伝統的住居の特徴を整理し、伝建指定建造物の利用形態、相続の現状を把握することで課題を明らかにする。

### 1-2. 研究の方法・対象

対象地区は、伝建地区に選定されている山口県柳井市古市・金屋地区とする。昭和 59 年に国の伝建地区に選定された、古市・金屋地区は「白壁の町」として復元保存が図られている。妻入・本瓦葺二階建て・漆喰塗の大壁造りを基本とする、入母屋造りの屋根を持つ二階建ての町屋が立ち並び、底の軒線が揃い町並みに統一感を与えている。しかし、同地区においても、世帯数・人口の減少や空き

家の増加といった課題が顕在化しつつある。

本稿では、文献・資料から伝建地区における、都市の変遷、歴史、伝統的住居の特徴を整理する。その後、実地調査を行い伝建指定建造物の利用形態、相続の現状を分析する。

## 2. 柳井の成り立ち

### 2-1. 柳井の地理的環境

柳井市は山口県南東部の室津半島のつけ根に位置する港湾都市である。室町時代末期から、その存在が知られた港町であり、藩政時代は外港として、また明治以降は地域の中核を成す商業都市として発達した町である<sup>1)</sup>。また、江戸時代中期以降大火が無かった事もあり町には古い町家が数多く残っている。

瀬戸内海のこの辺りは長島・平郡島・屋代島などの島が多く、瀬戸内海を横断するような形で散在している。室町半島自体ももとは島であったが潮流が運ぶ土砂によって間の海が埋まり、半島になった。このように島の多い水路は、造船技術が未熟であった古代から中世にかけて、内海の航路として利用され、多くの港町を発達させた。柳井もその港町の一つである。



図1 柳井の周辺環境

### 2-2. 都市構造の変遷

伝建地区周辺の都市構造の変遷を図2に示す。柳井の中でも港のあった古市・金屋(白壁の町)近くは、室町時代から瀬戸内海交易の主要

A Study on the Regeneration, Renewal and Sustainability of the Traditional Building Preservation District in Yanai City, Yamaguchi Prefecture

Ryohei FUKUYA, Rikako FURUTA and Naoyuki HIROTA

港として栄え、瀬戸内海の舟運を利した市場町として形成された町である。

田地増加を計るため、埋め立て可能な海岸に対して積極的に農地造成が行われた。寛文4年(1664年)に港の前を埋め立て古開作ができ、貞享3年(1686年)の埋め立てにより中開作ができた。一方、港は、江戸幕末期に中開作の先端に浮港が設けられた。これに伴い、旧港町は埋め立てられ、現在の町の姿を形成している。<sup>1)</sup>

このように作られた干拓地では、綿花が栽培され始め綿織物が代表的な産業となり、古市周辺では、木綿を取り扱う商人、菜種、綿実油、醤油醸造業に携わった人々を中心に江戸時代中期、商人の町として繁栄が築かれた。

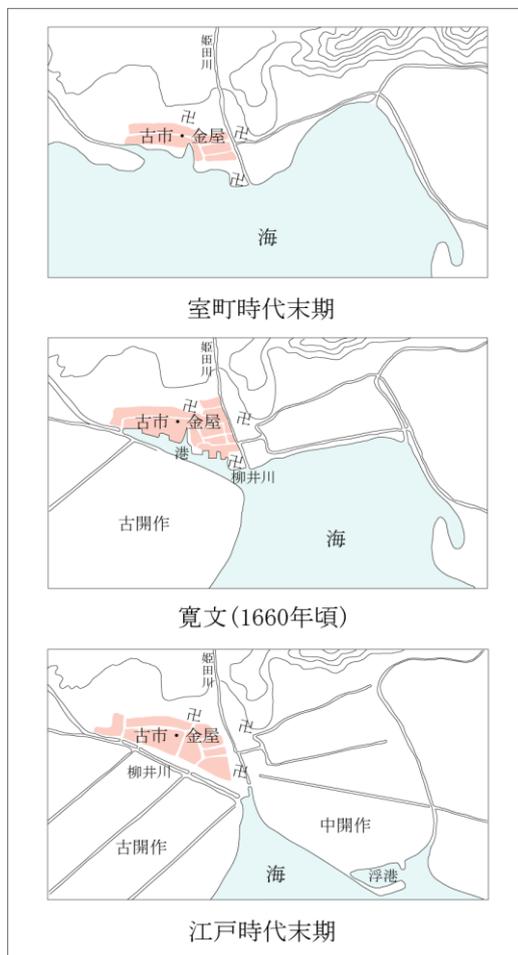


図2 都市の変遷

### 3. 柳井の伝統的な町並みと歴史

#### 3-1. 白壁の町並みの町割り

白壁の町中心部の古市・金屋は一丈(10尺)単位で町割りがなされている。北側の高所から南側の海へ、雨水や生活用水を傾斜に合わ

せて流すために、室町時代にこのような地割りとなり、その地割りは近世・近代を経て、現在も続いている。

この白壁の町並みは、およそ200mの街路の両側に短冊状に屋敷が並んでおり、間口が狭く、奥行きが深い、「うなぎの寝床」と呼ばれる江戸時代の商家の造りである。

白壁の通りの小路は、町筋に掛屋という金融業を営んだ商家があったことから、その屋号をとって「かけや小路」と名付けられている。その小路は柳井川で荷揚げした商品を運ぶ道として使われ、柳井川の石垣には、川を遡ってきた舳から荷物の積み下ろしを行っていた雁木(石段)があり、当時の船着き場の名残が残っている。

#### 3-2. 伝統的住居の特徴

##### 3-2-1. 敷地の構成

敷地の構成は街路に面して主屋が建ち、片側または両側に付属屋を設けた中庭空間をhasんで敷地奥に別棟を配置するのが標準的な構成形式であり、別棟は日常生活用の居住棟である場合が多くみられる。

##### 3-2-2. 平面の特徴

伝統的住宅の標準的な形態は、国森家住宅の平面にみられる(図3)。国森家住宅は、18世紀後半に建てられた商家で、細部まで往時のままに保存されており、江戸時代の典型的な商家建築として国の重要文化財指定を受けている。

妻入りの二階建て建物で、上層に商品を格納し、下層を店として使っている。間口が狭く、奥行きが深い敷地に、通り庭に沿って部屋が一行に並び、1部の部屋だけが二列になる。道路側には板敷か土間の「みせ」が取られ、一番奥に床の間を備えた座敷を設ける。台所は、通り庭の一番奥または、その先に小さな棟を突出して造り、座敷に面した位置に庭を設け、その先に便所や風呂の棟を建てて廊下で繋ぐ。この形式の建物では、一階だけでは寝室が取り切れないため、多くの家にある二階の裏に面した座敷が使われていたものと考えられる。

このような標準形に対して、図4の間口規模の大きな家では、標準平面の座敷に隣合う形で接客用の座敷を張り出す。この場合、接客用の座敷と道路の間は庭にして、道路に面して門を設けている。

一方、図5の間口の規模が小さな住宅では、

通り庭に沿った部屋が単純に並ぶ形態になり、通り庭自体の幅も狭くなる。

このような町屋の平面形態は一本の街路の両側に町屋が建ち並ぶといった柳井特有の敷地割によるものといえる。

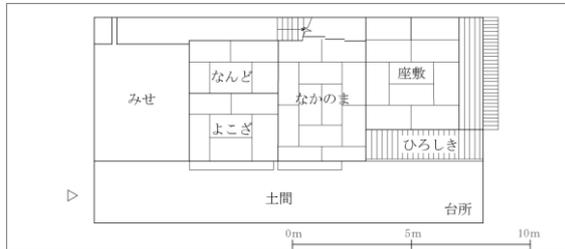


図3 標準的な住宅(国森家住宅) 一階平面図

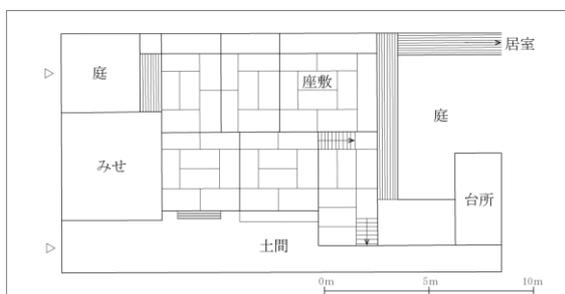


図4 間口が広い住宅 一階平面図



図5 間口が狭い住宅 一階平面図

### 3-2-3. 外観の特徴

伝統的住居の外観上の特徴は、外側を土壁で覆い込む大壁造りの建物が多いことと、妻入りの建物が多いことである。また、柳井は4度の大火を経て、江戸時代の半ばになると、瓦葺きの建物が増え、外壁を白漆喰で塗りこめた白壁造りとなっていった(写真1)。

次に、外観の特徴にあげられるのは、表側の建具である。「みせ」の表側に建具として「蔀帳」(写真2)と呼ばれる板蔀がある。蔀帳とは、三枚の建具よりなり、上の一枚は跳ね上げ、天井から吊り下げて来た金具に釣り上げておき下の二枚は柱に彫った溝を通してはめたりはずしたりする蔀戸形式の建具である。火災の際には蔀帳の前面に土戸を閉めて、類焼を防ぐ。白壁の町屋の場合は通り庭の入口にあたる大戸の上方を小さな跳ね上げ戸の形式にして、日中は入口全体の建具を外すことが出来るようにしている。二階の前面に設けられた窓には、防犯のための鉄格子がはめられ、防

火のための土戸が取り付けられている。

また、住居の構造は、重ね梁のあいだに登り梁を両側の柱間にかけて渡す構法や二階の床には陸梁を側柱から側柱まで通す技法などから構造そのものが土蔵造りに似通っており、蔵の形式が発達して住宅になったと考えられる(図6)。



写真1 国森家外観



写真2 蔀帳



図6 国森家住宅 断面図

## 4. 白壁の町の現状・分析

### 4-1. 指定された建造物

柳井市から頂いた資料を基に伝建指定された建造物の分布を図7に示す。

古市・金屋地区にある建造物のうち52棟が伝統的建造物に指定されている。そのうち、主屋41棟、倉庫(蔵)8棟、工場2棟、物置1棟が指定を受けている。また、板塀、門、籠塀、看板、石積水路といった歴史的価値の高い工作物44件も特定物件に指定されている。



図7 調査地区の概要

### 4-2. 指定された建造物の現状

伝建指定建造物の利用形態を図8に示す。

古市・金屋地区では、伝建指定建造物である主屋41棟のうち、23棟を住居として現在も利用している。空き家は10棟あり、空き家の一部は祭りなどのイベント時に店舗として一時的に利用されている。店舗は8棟あり、資料館、伝統品の体験場、お土産屋といった観光に特化した店舗が多く、カフェや食堂といった地域生活者向けの店舗が少なくなっている。また、空き家を貸し出した店舗もみられる。

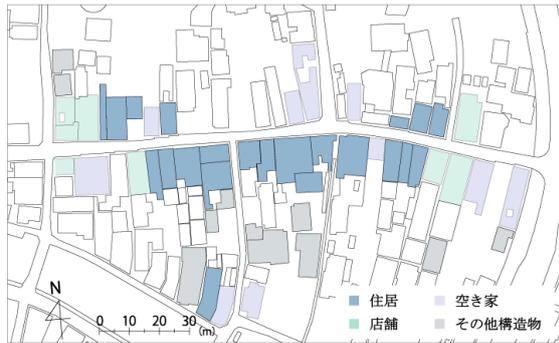


図8 伝建指定建造物の利用形態

#### 4-3. 相続の現状

伝建指定建造物を所有する28世帯のうち、次の相続予定者の居住地を山口県内、柳井市内、県外に分類した。結果を図9に示す。

図9から県外が最も多く13世帯が居住していることがわかる。また、山口県内に居住している世代は12世帯であり、その内、柳井市内に居住している世帯は2世帯である。

このことより、伝建地区周辺に居住している相続者は少なく、相続しても伝建地区で生活することは難しいと考えられる。

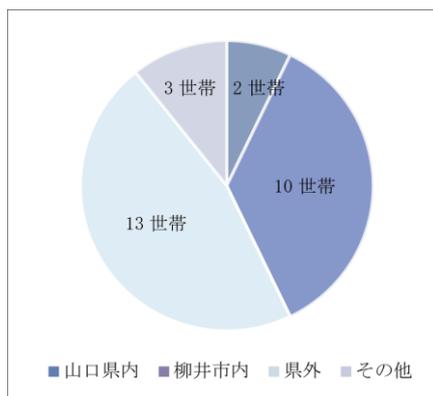


図9 相続者の居住地

#### 5.まとめ

本研究では、山口県柳井市古市・金屋地区を対象地区とし文献・資料の分析から歴史、伝統的住居の特徴を整理し、実地調査から伝

建指定建造物の利用形態、相続の現状を明らかにした。課題を以下に示す。

柳井特有の敷地割りである間口が狭く、奥行きが深い敷地は、町屋の平面形態に影響を与えている。また、商家は道路側に板敷か土間の「みせ」が広く取られ、「みせ」の表側に建具として「蓐帳」と呼ばれる板葺があり、白壁の町の場合は通り庭の入口にあたる大戸の上方を跳ね上げ戸の形式にし、日中は入口全体の建具を外すことができる。これは、間口の狭い敷地に住まなければならなかった住民が生み出した工夫であり特徴といえる。

実地調査の結果から、伝建指定建造物である主屋41棟のうち利用形態は、住居23棟、空き家10棟、店舗8棟であった。空き家は全体のおよそ四分の一にあたり、空き家問題が進行していることがみてとれる。店舗は観光に特化したお店が多く、地域生活者向け店舗が少ないことがわかった。また、伝建指定建造物を所有する28世帯のうち、次の相続予定者の居住地は県外が最も多く、相続しても空き家となる可能性が高いことが示唆される。

これらの事より近い将来、地区内で生活を行う世帯数は減少し、空き家が増加すると考えられる。また、地区内には地域生活者向けの店舗があまりなく、地域住民が白壁の町を訪れる機会が減っていると考察できる。

今後は、空間の用途変更と余剰空間を明らかにすることで、歴史的町並みを活かした持続可能な町づくりの実現方法の提案を行う。

#### 参考文献

- 1) 鈴木充 三浦正幸 「柳井の都市構造と都市景観の研究 1 都市構造の変遷」日本建築学会中国支部研究報告集 第9巻2号 1982年3月
- 2) 織田誠一郎 杉田俊多 鈴木充 「柳井の都市構造と都市景観の研究 3 建築・地区空間の類型」日本建築学会中国支部研究報告集 第9巻2号1982年3月
- 3) 生田光晴 藤原敏記 「近世柳井津町の拡大による町割りの形成に関する一考察」日本建築学会九州支部研究報告 第42号 2003年3月
- 4) 柳井市史編纂委員会 編「柳井市史(総論編)」柳井市(1988) pp.458-463.
- 5) 宮田伊津美 編「防長歴史探訪(五)」山口銀行(1994) pp.59-62
- 6) 財団法人 文化財建造物保存技術協会 編「需要文化財 国森家住宅修理工事報告書」重要文化財国森家住宅修理委員会(1984)